高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第15号

中日本高速道路株式会社が令和６年12月27日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の変更公告」（以下「料金公告」という。）を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年５月30日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

令和６年12月27日付け公告の変更

『１．企画割引「2025静岡ドライブプラン」』中、

⑴　割引をする自動車に、

⑭　発着なし　新潟・長野・山梨・静岡県域周遊

⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大４日間以内に、⑷②カ．に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。を、

⑵　割引を適用した後の料金の額に、

周　遊　プ　ラ　ン	軽自動車等	普通車
発着なし　新潟・長野・山梨・静岡県域周遊	14,600円	18,300円

を、

⑶　実施する期間に

ロ．令和７年６月１日から令和８年２月28日まで（ただし、会社が別に定める日を除く）。を、

⑷　適用区間　②周遊エリアに、

カ　発着なし　新潟・長野・山梨・静岡県域周遊

・北陸自動車道の名立谷浜インターチェンジから新潟中央ジャンクション
・日本海東北道の新潟中央ジャンクションから新潟空港インターチェンジ
・東北横断自動車道いわき新潟線の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで
・関越自動車道上越線の更埴ジャンクションから上越ジャンクションまで
・中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから更埴ジャンクションまで
・中央自動車道西宮線の双葉スマートインターチェンジから伊北インターチェンジまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで及び六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新清水ジャンクションから島田金谷インターチェンジまで及び新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・第一東海自動車道の富士川スマートインターチェンジから相良牧之原インターチェンジまで

を加える。